

郷土室だより

切絵図考証 二二

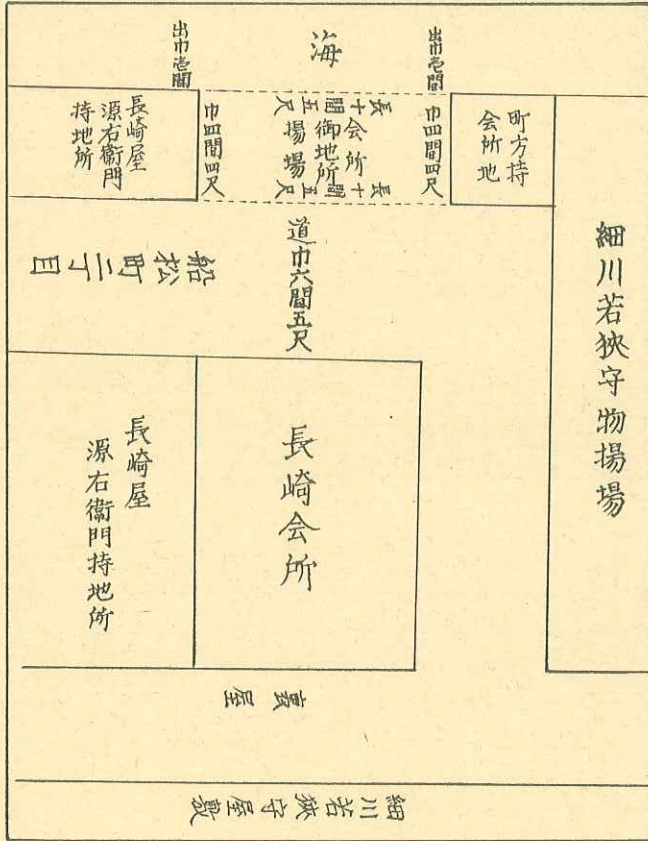
安 藤 菊 二

○夕陽の中の長崎屋

安政五年七月一日、日蘭修好条約が締結され、久しい間続いていた、長崎出島の和蘭商館長の江戸参府の行事も、自然の成行きで停廃された。

一〇月になって、長崎奉行所は、長崎表で購入した蘭書を江戸へ廻漕し、江戸本石町の長崎屋を「蕃書取捌所」とすることをきめ、その旨江戸町奉行所に通達してきた。それと同時に長崎奉行所直輸入の蘭書には、すべて長崎東の印を押して、官許の証とするからとも、安政の印を押して、官許の証とするからとも通達してきている。この印章の写は、町年寄館市右衛門役所を通じて、通二丁目書物問屋佐兵衛ほか一人にも伝達された。

源右衛門は、一思案して、長崎奉行所の江戸役所へ願書を差出した。自分ことは、これまで阿蘭陀宿そのほか長崎表御用向を勤めてきましたが旧来たびたびの火事に類焼し、難渋しておりますので、今まで居住の本石町三丁目の場所を他人に貸して収入のたしにし、深川でも本所でも、どこか河岸附の便利な場所を得て、転宅したいと思えますので、どうかそのお許しをえたいという文面である。この願書を受理した掛役所では、その旨了承してなんとか掛合ってみようということになった。ちようど、築地河岸の舟着便利な場所心当りがある。武家地なのはちようど困るけれども、源右衛門が従来行ってきた人参座、それにこんど新規の御用、藩書取捌きの役所向きの建物を建てるということで、可否をうかがってみようということになった。



長崎会所附物揚場図面。(市中取締書留から)

書面は老中方へ伺書の形で提出され関係役職回議の末、長崎屋は町人別の者だが「御用達町人同様の取扱い」にすることができたら、見込のとおり処理してもよからうという。付箋付きで許可になった。その折の関係書類が旧幕引継書の内「市中取締類集」地所之部七ノ五に載っているといって、朝倉治彦氏が手写して送ってくださったのは、昭和三二年六月のこと。指折

り数えてみると、はや四半世紀になろうとする。歳月の過ぎ去ることの速なるに、今更驚くばかりである。今回、ようやく機熟して、船松町移転後の長崎屋について記す段取りになり、その資料を使わせて頂くこととした。

改めてというのも変な話だが朝倉氏の御好意に深謝の意を表する。

長崎屋源右衛門の歎願書に対する、荒尾石見守の伺書と、それに対する町奉行の判断は次のごとくである。

× × × × × ×

安政五年十二月

向方相談廻し

荒尾但馬守殿掛合

長崎屋源右衛門住所替之儀に付調

山崎由左衛門

午十二月廿五日 坂本折右衛門殿御護即日口付返上

〔播磨守殿下江相談もの〕

拙者儀何之存寄無御座候

午十二月 播磨守

御書面長崎屋源右衛門儀者町方人別

之もの二付、当時之身分に而者武家

地住居差支無之写者難申候。尤人參

座并蕃書捌所御用相勤候付、御用達

町人同様之取扱に直り候ハゞ、御見

込之通御申上相成可然哉ニ存候。此

段及ニ御挨拶ニ候。

午十二月

町奉行

〔町奉行衆 荒尾石見守

江戸阿蘭陀宿

長崎屋源右衛門

右之者是迄本石町三丁目ニ住居阿蘭

陀宿其外長崎表御用向相勤罷在候処

旧来度々之類焼ニ而品々難渋ニ付、是

迄之場所貸置、本所深川辺等河岸

附之場所江転宅致し御用相勤申度旨

申立、尤之筋ニも相聞、殊ニ当年よ

り阿蘭陀宿者者止、是迄勤来候人參

座并蕃書捌所等之御用相勤候儀ニ付、

外差支も無之候間、長崎掛御勘定奉

行江も申談候処、存寄無之旨申聞候。

然ル処此節築地辺河岸附御用便宜敷

場所有レ之、右者武家地ニ有之候得共

為ニ借受、是迄預ケ置候人參座并蕃所

捌所等之役所向其外当人住所等取建

差支之節も無之候哉。左候得者一

応御老中方江申上置候者、当人申立

之趣聞済可申与存候。依レ之此段及ニ

御懸合候。

午十二月

× × × × × ×

長崎屋が拜借することになったのは

鉄炮洲船松町二丁目はずれ、細川若狭

守屋敷北隣の河岸添地であった。

年改って安政六年（一八五九）五月

募府は神奈川・長崎・函館の三港を開港し、それとともに、海岸の防備につ

いて特に嚴重な警戒をすることを命じ

九月二七日には、姫路城主酒井忠頭に

江戸前浦の第二砲台の守備を、小倉城

主小笠原忠嘉には第五砲台の守備を命

じた。そして一〇月三日には、老中安

藤対馬守の名をもって、諸侯陪臣一統

に次のような通達を發している。

長崎廻り舶来小筒類、鉄砲洲船松町

二丁目長崎屋源右衛門方において売

捌候間、万石以上以下諸家陪臣ニ至

迄、望有レ之面々ハ、同人方ニ而買

請候儀勝手次第たるべく候。

十月

一安政録（市史稿市街篇四五―八九頁）

を通じて購入された小銃もこの中に含まれていたにちがいない。

「長崎屋源右衛門唐人参座」が「江

戸長崎会所」と唱替になったのは、申

三月、すなわちその翌年の万延元年（一

八六〇）になってからであるらしい。

国会図書館所蔵の『市中取締書留』一

十ノ百五十三に次の記録がある。

「長崎屋源右衛門唐人参座、以来江

戸長崎会所と唱替并右会所附御用

達之儀に付、取調中上候書付

樽藤右衛門

鉄砲洲船松町二丁目長崎屋源右衛門

方にて唐人参取扱之儀も有レ之、人參

座と唱来候処、去々午年以来、蕃書

西洋銃入札払、又は長崎表江御用物

差上方之外、長崎会所ニ相拘候御用

向為ニ取扱、唐人参捌方等之儀は、

致ニ休業居候間、人參座名目ニ而は

不都合に付、向後江戸長崎会所と相

申三月

長崎屋は、この年「江戸長崎会所附

御用達」を任命されたのである。

文久二年（一八六二）には、長崎会

所専用の物揚場が船松町河岸に設置さ

れた。

鉄炮洲船松町式丁目 長崎会所附揚

場、御用物揚傍示杭、

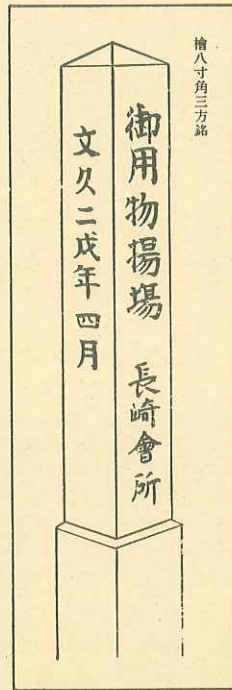
東南 海手。西北 会所付揚場地所。右河岸地より海手へ出幅一間傍示杭、拾間五尺之地二二本建る。東北 長崎屋源右衛門持地所。西南 町内持会所地。

会所附揚之東北ト西南也。

鉄炮洲船松町式丁目長崎会所附地所河岸際水中え物揚場、絵図面之通傍示杭打御引渡ニ付、請取申候。以上 戊。文久 四月十日

長崎奉行支配書物御用出役

小峰利三郎印



(市街篇四六一六三頁)

「長崎奉行支配、書物御用出役」が御用物揚場の傍示杭を受取っていることに注目したい。

商売が繁昌して景気の良くなった長崎屋は、新材木町家持丁字屋甚兵衛と手を結んで、甚兵衛の生糸貿易に一役買ったらしい。「横浜市史、史料篇」に、隠密廻が報告した「風聞書」が載っている。御用物長崎会所と記した絵

符や御用挑灯を掲げた生糸運送船を、

隠密廻が見とがめての報告である。

(全書三四三頁)

〔九五〕

「表紙被仰付候

風聞書

隠密廻」

当七月中船松町式町目長崎会所より横浜表え差送り候生糸荷物え、御用物長崎会所と記し候絵符并御用挑灯を用、且同所より右船え、武家方四人乗込出船いたし候由、右八何等より絵符御用挑灯等相用候哉、并乗込候武家名前相探可申上旨被仰渡候

趣、左ニ申上候。

船松町式丁目

長崎会所構内住居

用達 長崎屋源右衛門

新材木町家持

丁字屋源兵衛

右之もの共之内、甚兵衛儀ハ当四月中長崎会所付用達被申付候処、兼々山気もの三而、甚筋役々え取入宜、先達而中長崎会所御用品扱向に付品々申立、金二拾万兩拝借願濟者成、右御下ヶ金之内、凡式万兩程奥州筋え

生糸買出しニ相廻し、百二拾六箇程先月二八日横浜表え船廻しにいたし其節会所より乗込候もの

長崎会所付役人之由

三浦啓之助

同用達 丁字屋甚兵衛

同人手代 名前不知、式人

同新

長崎屋源右衛門手代

名前不知、壹人

右五人もの乗込、御用挑灯并絵符を立罷越候由。前書之通り拝借御下ヶ金を以買入候生糸横浜表え相廻し売捌、右売徳之内御益筋何程、甚兵衛徳分何程と敷歩合有之候様子ニ而、右等より生糸御用品と唱運送取計候哉ニ相聞、且三浦啓之助之外武家方乗込ハ無之相聞申候。右密々風聞承探此段申上候以上。

丑八月

隠密廻

〔九六〕

「被仰渡候

風聞書

臨時廻」

御当地より無改之生糸、長崎会所と申絵符ヲ附船積ニ致し、横浜表え積送候趣入ニ御馳、事実探索可ニ申上旨被仰渡候間、承探候処、新材木町家持九合組小間物問屋丁字屋甚兵衛と申もの、唐物類手広ニ商ひ致し候、当春中長崎会所付用達被申付候趣ニ有之候処、去月中同人方より奥

州生糸荷物壹箇毎ニ御用物長崎会所

と相記焼印有之絵符板を付車二乗セ

小網町式丁目善次郎店船貨運送渡世

駿州屋定次郎方へ積送、同人手船五

助船え七拾式箇、惣助船え五拾四箇、

都合百七拾六箇積入、同月廿七日乗

出し、鉄砲洲長崎会所下え二艘共相

附、同所より武家五人并甚兵衛乗込、

御用高張挑灯相建出帆、翌廿八日横

浜表波戸場え着、水揚致し同所北仲

通四丁目運送渡世駿州屋定助と申も

の方へ積附、翌廿九日運上所え積込

候由。右乗船致し候武家姓名等探索

仕候得共、何分罷と突留兼申候。

右風聞密々承探此段申上候、以上。

丑八月

臨時廻」

まもなく、長崎屋は、南飯田町続きの埋立地に移ったらしい。

ところが、幕府は、安政条約の結果として、東京開市を断行せざるをえなくなり、築地に居留地を設定することとなり、慶応三年七月五日、船松町二丁目、十軒町の町屋の家主達に対して

家作引払い命令を発した。記録が残っている。

御領戸頭支配御目利師本阿弥三郎兵衛

拜領屋敷、家主 弥兵衛 外拾七人

其方共所持又は家守等致し候舟松町

二丁目十軒町屋敷、此度御用ニ付

召上候間、早々家作可取払候。尤引払御手当被下、追而替地被下候迄之内相当之地入金被下候間其旨可存。右、井上信濃守様請於御番所御白洲、駒井相模守様御立合被仰三渡之。(市街篇四八―三九二頁)南飯田町に移っていた長崎屋源右衛門の家は波戸場の建設予定地となつてまた立退くことになつた。ところがこの土地は、源右衛門が長崎会所金を借りて購入した地所で、その金の返済がまだ済んでいなかったため換地の所有権について疑義が生ずるにいたつた。

『居留地御用留』に、その取扱いに關する伺書の写が載っている。

築地南小田原町ニ而長崎屋源右衛門所持沽券地千二百式拾六坪余の地所に、波戸場并運上所取建候ニ付、上地為致、替地之儀者、築地南小田原町三丁目ニ而七百四拾七坪、鉄炮洲本湊町ニ而四百七拾九坪、合坪数千二百式拾六坪、先達而替地ニ相渡し候。然る処右地所者、源右衛門義長崎会所金拜借之上買入候儀ニ而、右長崎会所金之儀者、同府に屬し候儀ニ付、右地所源右衛門所轄可致管ニ無之、亦運上所ニ屬し候儀ニも無之間、地所取上候上、大隈四位殿付屬長崎府之者ニ引渡し候様いたし度段、同氏并山口範藏被申聞、右者

至当の儀者可有之候得共、運上所ニ而者其金子之出処内情等ニ者關係不致、開市場一般上地之者相当之替地相渡し候迄之儀ニ付、運上所におゐて源右衛門地所取上、長崎方互相渡候而者名分難ニ相立ニ哉と存候間、右地所者長崎方に引渡し、同方おいて所置いたし候方、当然の儀與と存候。御異存も無御座ニ候はゞ、本文之通取計可申与存候。此段御伺申候。

南小田原町統理立地相成候分
一、惣坪千二百式拾六坪 長崎屋源右衛門内
四百七拾九坪

本湊町純、辰十四日
為代地ニ相渡候分

七百四拾七坪

南小田原町三丁目おゐて
辰十二月廿九日為代地ニ相渡候分

右之通り

四月十一日(明治二年敷)

大隈四位殿 山口範藏より

懸合ニ付、引渡相濟。

(東京市史稿、港灣篇第三、五四九頁)

幕末から明治初年にかけての、築地居留地開設始末は、こと多岐にわたるから、分りやすく『東京百年史』の別巻年表から、關係記事を抜いて叙述に代えると、次のようになる。

慶応三年(一八六七)

10・27 江戸外国人居留地規則を定め

る

11・4 外国奉行支配組頭杉浦武三郎

外国奉行並、町奉行並兼帯

11・28 鉄炮洲を外国人居留地とする

12・25 幕府、三田薩摩藩邸を囲み討

つ

慶応四年(一八六八)

1・3 王政復古の大号令出る

1・18 旧幕府、江戸に戒嚴令を布く

1・27 鳥羽伏見の戦、戊辰戦争起る

4・10 争乱鎮定まで江戸開市延期を

各国公使に通告、東久世通禧を江

戸開市取扱総督に任命

5・13 東征大総督宮江戸入城

5・24 福沢諭吉、学塾を鉄炮洲から

芝新銀座に移し、慶応義塾と称す

7・4 新政府、上野彰義隊を討伐

7・24 長崎会所にある物品を、鉄炮

洲御役所開市御用掛に引渡すこと

になり、目録作成を命ずる

7・26 市政裁判所、旧幕府から伊豆

七島会所を引継ぐ

9・3 江戸、東京となる

9・28 旧幕府別手組三〇一人を外国

事務局に配属、築地外人居留地の

警備を命令

9・30 東京開市期日であるが延期

10・10 大総督府、築地海軍所を接收

10・19 東京開市のため、三井八郎右

10 二代目清水喜助の設計による「築地ホテル館」竣工
10・27 鎮将府、旧幕府開成所を復興
11・25 開成所、築地の旧幕府海軍所に移転
12・26 東京府保管の旧長崎会所の洋書、行政官に移管される
明治二年(一八六九)
1・1 東京開市、鉄炮洲武家地跡に外人居留地新設
1・1 築地に外人相手の新島原遊廓開設許可、翌年完成
2・5 東京運上所保管の旧長崎会所所蔵洋書の昌平学校への提出を、東京府に命令
2・6 築地鉄炮洲の外国事務局を東京運上所と改称、東京府の所管とする
○
慶応四年五月一九日新政府は江戸鎮台を設置し、その下に社寺裁判所・市政裁判所を設けて、政府を推新することとした。六月には、従来町奉行組勅定奉行支配向が立会って取扱っていた各種会所の書物類を会計局に接收することをきめ、箱館産物会所・諸国産物会所・硝石会所・伊豆七島会所・長崎会所・川船改役所・濁酒会所の記録類を、裁判所附与力に引渡すことを命じた。七月に入って、長崎会所の財産は

すべて鉄炮洲役所に接收されることとなり、物品はひとまず役所附土蔵に移された。引継ぎを受けた役所では、引継物の中に、砂糖一五〇〇斤、煙草三一六〇巻などがあるのに目を瞞ったが氷製造道具具組、西洋金箱式ツ、それに多数の洋書は、どう処置してよいか判断を下しかねて、閉市御用掛調役に伺書を出して差図を待つことにした。

長崎会所には、小銃や書籍売却代金など多額の現金も保管されていた。

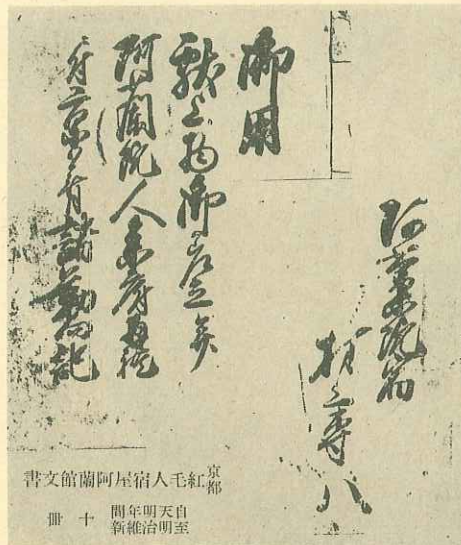
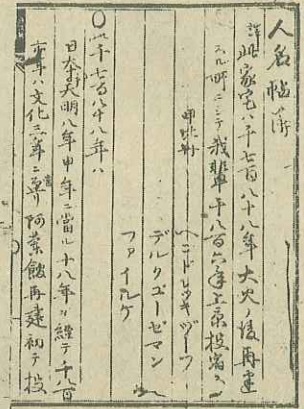
一〇月に入ると、政府は、長崎会所他式か所の会所保有の公金四〇六六二両余を取上げて、白川へ赴く大久保一藏への軍資金一両、築地役所の必要金五五〇〇両などの緊急の出費に充当し、残金は外国事務局へ引渡した。

(慶応四年 御廻し留、市街篇五〇)
(辰九月)

長崎会所にあった西洋書籍は、一月に、一時東京運上所へ移管する予定でいたところが、外国事務局で必要とする書以外は、開成所へ引渡すよう命令が出て、一二月から翌二年四月一日までの間に引継を終った。

「長崎屋源右衛門より差出候西洋書目」(東京市史稿)によると、四月一二日開成所へ引渡したのは

- 一、大辞書 七六冊
- 一、ローエル 三五四冊
- 一、アカデミック 二九一冊



京都 紅毛人宿屋阿蘭陀文書館
天明至 明治維新
十冊

『古典と書画の大即売展目録』より

- 一、コンモンスタイル 四四三冊
- 一、英仏辞書 三五冊
- 一、獨逸英吉利辞書 三七冊
- 一、機械鉦山製造辞書 四冊
- 一、海陸軍辞書 四冊
- 一、一七二八〇冊

二年四月一日、山口範藏家来鈴木弥三郎に引渡した英書類は、二八四冊であった。(東京市史稿五〇)
これらを合計すると、かれこれ一八〇〇冊におよんでいる。こうして江戸長崎会所は、完全にその使命を終った。

運上所御備書籍

とし残したのは、大ウエブストル字典五冊のほか、辞典、万国公法、ワシントン一代記、バルレース歴史など、二五部一五冊。

外国官へ引渡したのは、アカデミール字典、一〇冊、オクタワ字典、五冊、シーメンシップ、一冊、セッキス、五冊、リードル、五冊

運上所へ移された洋書は、おそらく明治五年のいまわしい大火によって焼けてしまったものと思われる。

京都の阿蘭陀宿村上専八は、明治元年辞令を受けて京都府の役人となり、同四年権少属になっているが、江戸の阿蘭陀宿、長崎屋第一代の源右衛門は、官途に望みを絶って、本所小梅の裏長屋にひっそり、明治八年八月五日五人の子女を残して没した。菩提寺は浅草誓願寺中、長安院。

長崎屋の一族、川口孝太郎氏の遺稿「江戸本石町長崎屋の末裔」(昭和四年)によると、長安院は後に誓願寺に合併され、その誓願寺も市区改正で多磨霊園近くの府中上染谷五九五番地に移り、墓所は現在多磨霊園の四区七側にあるそうである。元の墓には「江原家先祖代々之墓」とあったのであるが、家を継いだ二男の江原多三郎氏が、兵役除れに富沢家の名跡を継いだので、墓が多磨に移った時に、「富沢家先祖代々之墓」と彫り改めたという。

縁もゆかりもない第三者の私などがよそ様のお墓についてかれこれ言う筋合いは全くないが、由緒ある長崎屋を示す、本姓江原氏の名をどこかに残しておいてほしかったと思う。

関東大震災関係図書目録

京橋図書館所蔵 (昭和57年1月現在)

震災記録・調査報告

- 大正大震災大火災 大日本雄弁会講談社 大正12
昭和56年9月1日付の「東京新聞」に、「関東大震災直後に発行の本」として紹介されている。横山大観が表紙を描いているというが、当館所蔵のものは製本されていて表紙がない。
- 震災記念十一時五十八分 東京市 大正13
大正大震災火災誌 改造社 大正13
大震火災避難の心得 震火災予防調査会 大正13
明暦・安政及大正の難 東京市 大正13
大正大震災火災誌 警視庁 大正14
東京府大正震災誌 東京府 大正14
The great earthquake of 1923 in Japan The bureau of social affairs home office Japan 大正15
大正震災志 全3冊 内務省社会局 大正15
東京震災録 全5冊 東京市 大正15
大正12年関東大地震震害調査報告 全3巻 土木学会 大正15~昭2
第1巻：河川・灌漑・砂防・運河・港湾之部，電気関係土木工事之部
第2巻：上水道・下水道・瓦斯工事之部，鉄道・軌道之部
第3巻：橋梁・建築物之部，道路之部
罹災要救護者収容所概要 東京市 昭2
東京災害史 畑市次郎 昭27
日本橋災害記録史 日本橋消防署 昭30
現代史資料6—関東大震災と朝鮮人— 姜徳相・琴乗洞 昭38
巻末に関東大震災関係文献目録あり。
関東大震災 中島陽一郎 昭48
関東大震災 吉村昭 昭48
東京大惨害ドキュメント 松浦総三 昭48
かくされていた歴史 関東大震災五十周年朝鮮人犠牲者調査追悼事業実行委員会 昭49
- 震災体験記
- 災禍の上の一震災詩集一 詩話会 大正12
大地は震ふ 長田幹彦 大正12
子供の震災記 初等教育研究会 大正13
市民の歌へる 東京市 大正13

- 東京市立小学校児童震災記念文集 5冊 東京市 大正13
尋常1,2,4,5,高等科の各巻
東京震災記 田山花袋 大正13
東京震災美績 東京府 大正13
手記関東大震災 関東大震災を記録する会 昭50
震災日誌 染川藍泉 昭56

震災写真・地図

- 関東大震災写真帖 婦女界社 大正12
国際写真情報 第2巻 11号 国際情報社 大正12
—関東大震災号—
大震災写真画報 1~3 大阪朝日 大正12
帝都大震火災系統地図 東京帝国大学罹災者情報局 大正12
東京及横浜復興地図 時事新報社 大正13
大正震災志写真帖 内務省社会局 大正15
帝都復興記念写真帖 帝都復興記念写真帖発行所 昭5
復興(アルバム) 東京市 昭5

震災復興

- 世界の大震災火災と桑港の復興 東京市 大正13
帝都復興院事務経過 帝都復興院 大正13
図録大震から復興への実情 中外商業新報社 大正14
東京市震災復旧事業概要 東京市 大正14
帝都復興事業概観 内務省復興局 昭3
帝都と復興 不動健治 昭5
帝都復興史 1~3 復興調査協議会 昭5
帝都復興事業図表 東京市 昭5
帝都復興事業大観 上・下 日本統計普及会 昭5
帝都復興事業の完成を記念して、東京市政調査会が開催した復興展覧会に出品された資料や文献を集録したもの。そのために図表や地図が多い。第8章交通には「省線及郊外電鉄利用時間帯」を示す地図、第10章区画整理には、「神社氏子区域図」「児童通学区区域図」等がみられる。又第13章橋梁には「三吉橋設計図」が紹介されている。
帝都復興秘録 東京市政調査会 昭5
帝都復興区画整理誌 全6冊 東京市 昭6~7
帝都復興祭志 東京市 昭7